

# 訪問看護事業 重要事項説明書

様

---

神奈川県厚生農業協同組合連合会  
J A訪問看護ステーションつくい

神奈川県厚生農業協同組合連合会  
JA 訪問看護ステーションつくい

訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号第8条運営に関する基準、第4章訪問看護に基づいて、説明すべき重要事項は以下の通りです。

### 1. 当会の概要

|         |                     |     |                  |     |
|---------|---------------------|-----|------------------|-----|
| 名称・法人   | 神奈川県厚生農業協同組合連合会     |     |                  |     |
| 代表者名    | 代表理事理事長 高野 靖悟       |     |                  |     |
| 本所・所在地  | 神奈川県横浜市中区海岸通 1－2－2  |     |                  |     |
| 連絡先（電話） | 0 4 5－6 8 0－3 0 6 5 |     |                  |     |
| 業務の概要   | 医療・保健・福祉事業          |     |                  |     |
| 事業所数    | 病院                  | 2ヶ所 | 健康管理センター         | 2ヶ所 |
|         | 介護老人保健施設            | 1ヶ所 | 通所リハビリテーション（予防含） | 1ヶ所 |
|         | 通所介護（予防含）           | 2ヶ所 | 居宅介護支援事業所        | 3ヶ所 |
|         | 地域包括支援センター          | 1ヶ所 | 訪問看護ステーション（予防含）  | 3ヶ所 |

### 2. 事業所の概要

|         |                                     |              |  |
|---------|-------------------------------------|--------------|--|
| 事業所名    | 神奈川県厚生農業協同組合連合会<br>JA 訪問看護ステーションつくい |              |  |
| 事業所指定番号 | 神奈川県 1462690204                     |              |  |
| 所在地     | 神奈川県相模原市緑区三ケ木 308-1 JA 福祉ちゅうおう館 2階  |              |  |
| 管理者     | 安田 貴代                               |              |  |
| 連絡先     | 電話                                  | 042-780-6101 |  |
|         | FAX                                 | 042-780-6102 |  |

### 3. 事業所の目的と運営方針

#### 目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要と認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とする。

#### 運営方針

- (1) JA 訪問看護ステーションつくい（以下、事業所という。）の看護師その他従業員は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は悪化防止に資するように、療養上の目標を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行えるよう、事業実施体制の整備に努める。
- (4) 地域住民に対する情報や相談、人材育成のための研修等、在宅医療に資する医療従事者の知識及び技術の習得等のため研修の実施に努める。

#### 4. 従業者の研修・会議

|        |                                |
|--------|--------------------------------|
| 従業員研修  | 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内<br>継続研修 年 2 回 |
| スタッフ会議 | 全職員が参加し、定期的にケアカンファレンスを行っています。  |

#### 5. 事業所の職員体制等

| 職種       | 常勤  | 非常勤 |
|----------|-----|-----|
| 管理者（看護師） | 1 名 |     |
| 看護師      | 3 名 | 1   |
| 理学療法士    | 1 名 |     |
|          |     |     |
| 事務員      |     | 1 名 |

#### 6. 営業日・営業時間

| 営業日      | 営業時間       |
|----------|------------|
| 月曜日から金曜日 | 9：00～16：30 |

（注）土曜日、祝日、日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）は休業日となります。

#### 7. 営業地域

|          |                                                                       |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|
| サービス提供地域 | 相模原市<br>旧津久井郡・<br>旧相模原市内一部（相原、二本松、大島、下久沢、田名、）<br>愛甲郡愛川町一部<br>半原・田代・三増 |
|----------|-----------------------------------------------------------------------|

#### 8. 利用料

- （1）利用料として、介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費、健康保険法第78条、88条に規定する費用を、利用者から受け取るものとする。
- （2）利用者は、別紙料金表【別紙1～4】に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料および、サービス提供する上で別途必要になった費用を支払うものとする。
- （3）支払方法  
毎月15日前後に前月の分の請求書をお渡しいたします。  
利用料金は1ヶ月単位とし、指定口座からサービス提供翌月27日に振替となります。  
（27日が土、日、祝日の場合は翌日振替となります）

#### ※キャンセル料

ご利用者様の病状の変化や急変など、やむを得ない事情がある場合は請求いたしません。

|         |            |
|---------|------------|
| サービス前々日 | 不要です       |
| サービス前日  | 利用者負担額50%  |
| サービス当日  | 利用者負担額100% |

## 9. 緊急時等の対応方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡します。

### 10. 衛生管理

- (1) 健康状態の管理のために、毎年1回健康診断を実施しています。
- (2) 事業所の設備および備品等の衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染性廃棄物の処理方法については、行政機関の指示に従いマニュアルに沿って対応いたします。

### 11. 秘密の保持

本事業所の職員は、当該事業を行う上で知り得た、ご利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。また本事業所で研修を行う実習生とも、誓約書を交わし守秘義務に努めます。

### 12. 身体拘束等の禁止

- (1) 事業者は、サービス提供にあたり身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急時やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (2) 身体拘束等の行為を行った場合には、事業者は直ちにその日時、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した事項については「訪問看護記録書」に記録します。

### 13. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者等の人権擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 訪問看護サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みを相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

|             |               |
|-------------|---------------|
| 虐待防止に関する責任者 | 管理者 看護師 安田 貴代 |
|-------------|---------------|

### 14. 暴力団等の排除

事業者は、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第3条および、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号）第3条の規定する基本理念に沿って、暴力団員等による不当な行為を防止し、これにより生じた不当な影響を排除するよう努めます。

### 15. 事業計画書の公開について

- (1) 事前に管理者へご連絡いただき、前年度（もしくは作成済みのもののうち最新年度）の財務内容について公開します。

- (2) 事務処理中などの都合により、すぐに情報公開できない時もありますので、あらかじめご了承ください。

## 16. サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため

- (1) 看護師等に対する贈り物や飲食等の接待等は、ご遠慮させていただいています。
- (2) 訪問時、衛生上手洗いをしますので、流しや洗面所をお借りする事があります。  
サービス提供時の水道、ガス、電気代は利用者様負担となります。
- (3) 交通事情・前後の利用者の状況により、訪問予定時間の変更や遅れが生じることがあります。
- (4) 悪天候や災害発生時等の止むを得ない事情により、訪問時間や日程調整または訪問を中止することがあります。
- (5) 担当者は、変更することがあります。速やかにご連絡を致します。
- (6) 訪問看護の提供にあたり、事故発生の際は事故及び事故に際して採った処置について記録し、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を行います。

## 17. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。  
また、苦情を受けた際は、当該苦情の内容を記録いたします。

|            |          |                           |
|------------|----------|---------------------------|
| 事業所お客様相談窓口 | 電話番号     | 042-780-6101              |
|            | FAX番号    | 042-780-6102              |
|            | E-mail   | t-yasuda@sagamiharahp.com |
|            | 相談員（責任者） | 安田 貴代                     |

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

|                                            |           |                                             |
|--------------------------------------------|-----------|---------------------------------------------|
| 相模原市<br>介護保険相談窓口                           | 所在地       | 相模原市中央区中央2-11-15<br>相模原市役所 福祉基盤課（指定・指導班）    |
|                                            | 電話<br>FAX | 042-769-9226<br>042-759-4395                |
| 愛川町<br>介護保険相談窓口                            | 所在地       | 愛川町角田251-1<br>愛川町役場 高齢介護課 介護保険班             |
|                                            | 電話<br>FAX | 046-285-2111（代）（内3332・3333）<br>046-286-5021 |
| 神奈川国民健康保険<br>団体連合会<br><br>介護保険課<br>介護苦情相談係 | 所在地       | 〒220-0003<br>横浜市西区楠町27-1                    |
|                                            | 電話        | 045-329-3447                                |
|                                            |           |                                             |
|                                            | 受付時間      | 8:30～17:15                                  |

※ 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く

令和      年      月      日

サービスの内容および重要事項について本書を交付し、説明を致しました。

事業者 説明者 安田 貴代 印

所在地 神奈川県相模原市緑区三ヶ木 308-1

J A福祉ちゅうおう館 2階

事業者名 JA 訪問看護ステーションつくい

管理者 安田 貴代 印

サービス内容および重要事項説明について説明を受け、内容に同意し、本書の交付を受けました。

利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

☐ 本人が署名できないため、本人の確認、指示により下記署名者が代筆しました。

代筆者 氏名 (本人との関係)

利用者の家族 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(続柄 )

代理人（選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_